

受動喫煙のない すこやかな社会へ



みんなで取り組もう！

受動喫煙対策

会社、学校、病院、飲食店など **屋内は原則禁煙** です。

喫煙可能な飲食店や事業所には **各種喫煙室の設置と標識の掲示** が義務づけられています。

違反した場合は、罰則が科される ことがあります。



**20歳未満の方は
喫煙可能エリアへの
立ち入りは禁止**されています。

なくそう！望まない受動喫煙

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

